

『 神への恐れこそ私の誇り 』

ローマ人への手紙 2章 17～24節

青木 信太郎 牧師

◆ ユダヤ人の誇りと主張

今朝の箇所は、前回の13節【それは、律法を聞く者が神の前に正しいのではなく、律法を行う者が正しいと認められるからです】を更に詳しく説明していると理解して読むと大変分かり易いでしょう。パウロは17-20節において「もし、あなたが～なら」という文体を用いて、ユダヤ人の誇りと主張を並べます。【もし、あなたが自分をユダヤ人ととなえるなら】これは単に民族的な意味ではなく「もし、自分を神の選びの民と主張するなら」という意味です。【もし、あなたが律法を持つことに安んじ(るなら)】新改訳2017、新共同訳では【律法を頼みとするなら、律法に頼るなら】と訳しています。彼らにとって律法とは特別に神から賜った契約の証し、特権でした。それ故にユダヤ人は我らを選んで律法を与えてくださった神を誇りとししました。これは誤りなき事実です。しかし私は、この並べ方にパウロの強い指摘が見え隠れしていると思うのです。なぜパウロは「もし、あなたが真の神様を誇りとし、契約として律法が与えられたことを尊ぶ選びの民ならば」という順で記さなかったか？先ず選びの民であることから始める17節の並べ方は「あなた方は神を誇りとする主張しながら、実は律法が与えられた選びの民である自らを誇っているのではないか」というパウロによる強い指摘なのではないでしょうか。

続いてパウロは【(もし、あなたがたが)みこころを知り、なすべきことが何であるかを律法に教えられてわきま(るなら)】と記します。「なすべきことをわきま(る)」とは「何が重要であるかを判別する」と訳すことができます。確かにユダヤ人は神の御心を知っていることを誇りとししました。律法によって何が重要であるかを判別できることを誇り、特権としていました。当然、ユダヤ人は律法に親しんでいるゆえに、異邦人よりも神の御心を知っており、異邦人よりも何が重要であるのかを知らされているのです。

そしてパウロは更に続けます。19, 20節は新改訳2017の訳が大変分かり易いでしょう。【また、(あなたがたは)律法のうちに具体的に示された知識と真理を持っているので、目の見えない人の案内人、闇の中にいる者の光、愚かな者の導き手、幼子の教師だ、と自負しているなら】見えない人、闇の中にいる者、愚かな者、幼子である異邦人に対してユダヤ人は案内人、光、導き手、教師と自任していました。しかし彼らは異邦人を導こうとしていたかどうかは疑いものです。むしろ【他人をすべてさばく人よ】と先に指摘されていたように、見えない、闇の中にいる、愚かな、幼子の異邦人と違って我々は案内人、光、導き手、教師であると自負していただけなのです。

◆ ユダヤ人の過ち、偽善

パウロは21節から「どうして～なのですか」という形でユダヤ人の過ちを指摘します。その過ちとは偽善でありました。「あなたがたユダヤ人は律法を聞くだけの者に過ぎず、律法を行う者ではない」と明確に指摘しています。21節【どうして、人を教えながら、自分自身を教えないのですか】ここでパウロが指摘する事柄はイエス様が常にユダヤ人について指摘してきた事柄です。かつてイエス様は、教師であると自他共に認める律法学者やパリサイ人たちに指してこう言われました。【ですから、彼らがあなたがたに言うことはみな、行いなさい。守りなさい。けれども彼らの行いをまねてはいけません。彼らは言うことは言うが、実行しないからです(マ23:3)】パウロは具体例を用いて鋭く指摘します。21-22節【(どうして)盗むなど説きながら、自分は盗むのですか。姦淫するなど言いながら、自分は姦淫するのですか。偶像を忌みきらいながら、自分は神殿のものをかすめるのですか】ユダヤ人はこ

れらを聞いて猛反発することでしょう。しかし現実は違いました。各福音書で共通してイエス様はユダヤ人の盗みの罪を指摘しています。【忌まわしいものだ。偽善の律法学者、パリサイ人たち。あなたがたは、やもめたちの家を食いつぶしていながら、見栄のために長い祈りをするからです。ですから、あなたがたは、人一倍ひどい罰を受けます。(マ23:3, マ12:40, 路20:47)】やもめのために祈り、世話をすると約束して彼女たちからどんどんお金を取りますが、結局何も世話をしない。当時この様なことが横行していました。取税人は、決められたもの以上に同胞から取り立てて私腹を肥やしていました。十戒の第八番目「盗んではならない」は他人の所有のみならず神様の所有を自らの物にしようとすることを禁じています。イエス様はこの戒めについて「与える、施す」ことであると教えてくださいました。

それは姦淫の罪についても同様でした。十戒の第七番目「姦淫してはならない」は、人が男と女に創造され神のかたちに創造されたゆえに、それを破壊してはならないことを教えています。姦淫についての戒めはイスラエルの歴史において最も厳しく禁じられていたにも関わらず、聖書のどこにでも姦淫の罪の現実が残されています。歴史が進むに連れてイスラエルにおけるこの戒めは有名無実になったとさえ言われるほどです。イエス様は言われました。

【だれでも情欲をいだいて女を見る者は、すでに心の中で姦淫を犯したのです(マ27:28)】

「偶像を忌みきらいながら、神殿のものをかすめる」「神殿のものをかすめる」は“神殿を汚している”と訳すことができます。すなわち「偶像崇拜を禁じながら、あなたがたは神殿における神礼拝を汚している」と理解できます。このユダヤ人の罪について全ての福音書で共通のエピソードが記されています。エルサレム神殿の中で異邦人の庭と呼ばれる場所は、誰でも祈りと礼拝ができる場でした。しかしそこでは税を納めるための両替商や、捧げ物にする鳩を売る商人が商売に明け暮れ、そしてそこで不正も行われていたのです。イエス様はこれに怒りそして言われました。【「わたしの家は祈りの家と呼ばれる。」と書いてある。それなのに、あなたがたはそれを強盗の巣にしている(マ21:13, マ11, 路19, ヨハ2)】かつて厳格なパリサイ派律法学者であったパウロは、自らも含めてユダヤ人の罪、盗みや姦淫に加えて神様への礼拝そのものを汚している罪を自覚していました。だからこそ、「人を教えながら、自分自身を教えることができない」ユダヤ人の過ち、偽善を鋭く指摘しているのです。

◆ 神の名を汚すことに

パウロはこう結論付けます。【23, 24節】イザヤ書52:5【また、わたしの名は一日中絶えず侮られている】を引用しています。「律法を誇りとするあなた方が、律法を守り行わないという偽善は、神を侮っている、神を軽く見ていることに他ならない」と。そして「あなたがたの過ちと偽善ゆえに、むしろ神の名が汚されている。ユダヤ人の神は随分と民に侮られた神であると異邦人は言うだろう」と警告しているのです。

◆ まとめ・お勧め

私たちは神の名を汚す者ではなく神の名を誉め称える者でありたいのです。神を侮るのではなく神を畏れる者でありたいと願います。ユダヤ人は選びの民であり、律法が与えられていることゆえに神を誇りとししました。しかし内実は自らを誇っていました。私たちの信仰生活の中で誇るべきものは何でしょうか。【しかし私には、私たちの主イエス・キリストの十字架以外に誇りとするものが決してあってはなりません。この十字架によって、世界は私に対して十字架につけられ、私も世界に対して十字架につけられたのです(ガラ6:14)】私たちがキリストの十字架を誇るということは、罪の悔い改めであり、神の前にへりくだり、畏れるということです。十字架の前に罪を悔い改める信仰生活には、救いの喜びと感謝が満ち溢れます。そして神を畏れ、崇め、賛美する信仰生活になるのです。そして少しずつではありますが、律法を守り行う者へと神様が私たちを変えてくださるのです。イエス・キリストの十字架が私たちの誇りであり、それゆえに神を畏れ、崇め、賛美できることを誇りとして歩んで参りたいのです。私たちは、ただこの信仰によってのみ義とされているのですから。